平成２８年（フ）第４１号
千葉県館山市古茂口1375番地の１
債務者　石川　恵子
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第２８号
長野市みこと川８番地　ハイツエトランゼみこと川Ｂ101
債務者　橘田　拓哉
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８１号
岐阜県各務原市蘇原寺島町１丁目60番地（シティハイムみずの101）
債務者　村瀬　良一
１　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２７号
静岡県富士市松岡528番地の１　アリスファームＢ－101号
債務者　前原奈津江
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第５４号
静岡県富士市江尾217番地の１　県営住宅Ａ－404号
債務者　鈴木　久恵
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３９号
兵庫県姫路市田寺東２丁目29番18号　ウエストレイクＢ－103、従前の住所兵庫県姫路市田寺３丁目９番７号　サンアベニュー田寺201
債務者　中島　　努
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４０号
兵庫県姫路市田寺東２丁目29番18号　ウエストレイクＢ－103、従前の住所兵庫県姫路市田寺３丁目９番７号　サンアベニュー田寺201
債務者　中島　澄江
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第８８号
兵庫県姫路市書写1019番地369　書写鉄筋３－302
債務者　永徳みさき
１　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９４号
兵庫県姫路市網干区興浜629番地２　はくや西高洲201
債務者　不二　誉弘
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１０５号
兵庫県加古川市加古川町中津634－３、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町溝之口306番地の１
債務者　吉田　智明
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２６号
鳥取県境港市竹内町329番地４
債務者　足立　純子
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２７号
鳥取県米子市博労町１丁目147番地　コーポブリーズ２－Ｇ、前住所鳥取県米子市両三柳715番地８
債務者　古曳　奈央
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第３０号
鳥取県米子市奥谷270番地４
債務者　佐藤　寿広
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第７２号
広島市中区堺町２丁目６番11－402号　ルーベ堺町
債務者　加藤　良輔
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５８号
広島市東区上温品３丁目６番26－１－101号、申立時の住所広島市中区光南１丁目６番７－302号
債務者　石橋　新一
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９８号
広島市西区己斐上４丁目４番12号
債務者　河野　勝巳
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部